第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1 . 日 時

平成14年2月25日(月)14時00分

2.場所

神戸市中央区港島中町7丁目5番1号 ホテルパールシティ神戸「パール・ルーム」(2階)

3 . 出席者氏名

出席委員

 杉本
 光春
 /
 田中
 忠明
 /
 小川
 守男
 /
 西川
 太

 折見
 勝治
 /
 山根
 勝法
 /
 鍋島
 弘行
 /
 高橋
 昭

 前田
 健二
 /
 今津
 時長
 /
 藤本
 昭夫
 /
 坂井
 淳

 三本菅善昭

以上13名(欠席委員 荒井 修亮)

臨席者

水産庁	資源管理部	管理課	漁業領	管理推進官	佐藤	力生
			企画理		大隈	篤
水産庁	増殖推進部	研究指導課	研究1	企画官	和田	時夫
		漁場資源課	沿岸镇	資源班課長補佐	竹葉	有記
			資源管	管理調査係長	望月喜	喜多司
瀬戸内海区水産研究所			海区	水産業研究部長	有馬	郷司
			海区	水産業研究室長	永井	達樹
九州漁業調整事務所		次	長	内海	和彦	
			資源管	管理計画官	石山	靖幸
瀬戸内海漁業調整事務所			所	툱	須田	健二
		総務詞	课長	高本	實	
		調整詞	果長	高屋	繁樹	
		資源詞	果長	大田	浩二	
		指導詞	课長	栗田	雅弘	
		資源值	呆護管理指導官	櫻林	正夫	
		資源管理計画官		小林	一彦	
			漁船検査官		岡崎久美子	
		調整個	系長	佐藤	岳史	
			漁場	整備係長	小林	—弘

総務係武下 久恵資源管理係生駒 潔ボ萩原 邦夫振興係秋本 直樹

傍 聴 者

5 特別	(有			
	和歌山県	海区事務局長	池永	勝彦
		水産課主幹	井辺	勝次
		水産課主任	中筋	孝
		水産課主査	中西	_
	大阪府	海区書記長	新免	浅利
		水産課課長補佐	森	政次
		水産課主査	橋本	計正
	兵庫県	海区事務局長	森	哲雄
		海区事務局主査	内田	健二
		水産課漁場資源管理室長	野中	大
		水産課課長補佐兼資源管理係長	三木	宗和
		水産課主査	平石	靖人
		水産課技術吏員	大野	泰史
	岡山県	海区事務局次長	池上	徹
	広島県	海区事務局長	平本	義春
		漁場調整室主任技師	寺田	誠
		走島漁協組合長	高橋	勝盛
		走島漁協魚網協議会会長	三阪	敏照
	山口県	海区事務局長	清水	敏夫
		漁政課主任	野川	顕秀
	徳島県	水産課調整・漁船担当係長	大塚	弘之
		水産課技術主任	金田	佳久
	香川県	海区事務局副主幹	菊池	博史
		水産課主任	香川	哲
		水産課主査	牧野	弘靖
	愛媛県	海区委員	河野	義光
		海区委員	福島	朝行
		水産課課長補佐	高内	達夫
		水産課栽培漁業係長	滝本	真一
		水産課漁場管理係長	和田	有二
		中予水産試験場主任研究員	河野	芳巳
		県漁連参事	松根	嵩

県漁連漁政部長 実好 善久 新居浜市垣生漁協組合員 合田 治敏 新居浜市垣生漁協組合員 合田 義博 今治漁協参事 吉井 啓典 大沢 国光 今治漁協組合員 瀬戸町漁協参事 仲村 進一 海区事務局技術主査 恵崎 摂 漁政課参事 小野 眞一 漁政課主任 渡辺 聖生

高浜 彰

4.議題

- 1.協議事項
 - (1) さわらのTAE魚種政令指定について
 - (2)資源回復計画について

福岡県

大分県

全漁連漁政部

2. その他

(14時00分開会)

(小林資源管理計画官)

ただ今から、第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

なお、大臣選任委員の荒井委員が、事情やむを得ず本日欠席されておりますが、定数の 過半数を超える委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします 第101条に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

会議に先立ちまして、藤本会長、来賓の水産庁管理課佐藤漁業管理推進官、及び事務局であります瀬戸内海漁業調整事務所須田所長からご挨拶をいただきたいと思います。

まず初めに、藤本会長、よろしくお願いします。

(藤本会長挨拶)

(藤本会長)

一言ご挨拶申し上げます。本日は第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、何かとご多忙の中をご出席いただきましてありがとうございます。また、水産庁管理課佐藤漁業管理推進官をはじめとするご来賓の皆様方にはお忙しい中、ご臨席いただきましてありがとうございます。

昨年は、水産基本法の成立と関連法の改正、それから広域漁業調整委員会の設立、資源 回復計画の始動等、これまでの漁業制度を刷新する非常に重要な年であったと思います。 また本年は、これらをまさに実践に移していく年であり、また本委員会の今後の動向が瀬 戸内海のみならず、日本の漁業振興に指針を与えるという非常に大切な時期でもあります。

本委員会が管轄する瀬戸内海は、資源管理及び漁業調整等において、他の地域に比較しても長い歴史を有しております。また、先進性も備えているわけであります。それ故に全国的な先例となる事例も数多く、本委員会が果たすべき役割は極めて重要でございます。

1 1 府県にまたがります複数の漁業種類の垣根を越えて、非常に多くの漁業者が資源回復計画に取り組むことから、本日の協議に対しまして、瀬戸内海沿岸だけでなく全国からも熱い視線が注がれているわけでございます。これらの期待に応えるためにも、資源管理及び漁業調整等の委員会の機能を最大限に活用することが、その責務を果たすことにつながるものと思います。

本日の案件といたしましては、さわらのTAE魚種政令指定についてと、資源回復計画 案についての協議を予定いたしております。いずれの案件も、資源回復計画を実施してい く上での根幹をなすものでありまして、委員の皆様の見識あるご意見をいただきたく、活 発なご議論をよろしくお願いいたします。

今後も瀬戸内海漁業のより一層の振興を目指し、委員の皆様方にもさらなるご尽力をお

願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。

(小林資源管理計画官)

ありがとうございました。続きまして、佐藤漁業管理推進官よろしくお願いいたします。

(佐藤漁業管理推進官 挨拶)

(佐藤漁業管理推進官)

水産庁資源管理部管理課漁業管理推進官の佐藤であります。

本日は、本来ですと長官が出席して挨拶するところでございますが、水産基本政策大綱を踏まえて、水産関連4法案を近く閣議決定するということで、ちょうど現在関係各党、 及び関係省庁との最終的な調整を行っている関係がございまして、長官の挨拶を預かって まいっておりますので、ここで代読させていただきたいと思います。

本日第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会が開催されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

申し上げるまでもなく、水産庁は水産基本政策大綱を公表して以来、水産施策全般の改革に乗り出し、昨年6月に成立した水産基本法等に基づき、新たな水産施策の展開を図っております。なかでも、昨年10月に発足した瀬戸内海広域漁業調整委員会につきましては、複数の府県にまたがる水産資源の管理や、漁業調整上の問題の解決につき、その役割を大いに期待するところであります。

資源回復計画は、国民全体の共有財産ともいえる水産資源の回復を目指し、水産業の産業としての再生と、水産食料の安定供給を追及するものであり、国、地方公共団体、漁協団体それぞれが、その果たすべき役割を自覚し、一致団結して取り組むことが必要と考えます。

本委員会は、資源回復計画の検討・実施の中核となる機関であり、その取り組みが我が国の水産行政に画期的な意義を与えるものとして、全国から注目を浴びております。本委員会がその役割を十分に果たすことは、瀬戸内海のみならず、今後の水産業全般の発展、ひいては国民への食料安定供給への新しいアプローチへとつながるものであり、委員の皆様方のご活躍を大いに期待するところであります。

瀬戸内海においては、狭隘な水域で多数の漁業者が限られた資源を共有しており、加えて資源が全体として枯渇あるいは減少傾向にあります。瀬戸内海では、地域ごとに資源管理の取り組みが行われてきましたが、現在の資源状況にかんがみれば全域での早急な取り組みが不可欠であり、これらの問題を小手先で処理するのではなく、抜本的な解決を図っていくことこそ資源回復ひいては漁業の発展の本義にかなうものと考えます。特に今後の資源回復計画の先例となる、さわらの資源回復計画において、委員の皆様方のご尽力により、ぜひとも実のあるものとしていただきたく、お願いを申し上げる次第でございます。

結びに、本日お集まりの皆様方のご健康と、今後のご活躍を祈念しまして、私の挨拶とします。

平成14年2月25日

水産庁長官 木下 寛之 (代読)

(小林資源管理計画官)

ありがとうございました。最後に須田所長より、一言ご挨拶願います。

(須田所長挨拶)

(須田所長)

一言ご挨拶申し上げます。本日は第3回の瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様、それから水産庁の担当課の方々をはじめまして、各府県等の来 賓の方々、お忙しい中ご出席いただきましてどうもありがとうございます。

皆様ご存じのとおり、水産基本法の制定及び漁業法の一部改正に伴いまして、昨年の10月にこの広調委が設置されました。資源管理を主軸とした体制へと移行してきたわけでございます。第1回の委員会では、水産基本法の理念に基づく資源回復計画の策定に本格的に取り組むということが決議されました。事務局としましては、その決議を受けまして平成14年度の実施に向けまして計画策定を行っております。この度委員の皆様に案をお示しすることになりました。ご審議のほど、後ほどよろしくお願いしたいと存じます。

資源回復計画を策定するに当たりまして、時間的な制約もありまして、すべての漁業関係者が満足のできるような内容とはなってないのではないかと思っております。しかし、現状におきまして、事務局としましては、最善のものをお示しすることができたと考えております。今後の資源の現状等を見極めながら、よりよいものとなるように、可能な限り鋭意努力していきたいと思っております。

振りかえってみますと、今回ほど瀬戸内海の漁業の複雑さを再認識したことはない感じがいたします。錯綜した漁業関係を整理しながら、資源回復に努めるためには、旧瀬戸内海連合海区漁業調整委員会から引き継がれました漁業調整の機能というものが、ますます重要となってきたのではないかと認識しております。関係各機関におかれましては、引き続きご協力をいただきたいと、お願いを申し上げておきたいと思います。

本日の議題は、協議事項としまして、まず1つ目は「さわらのTAE魚種政令指定について」であります。2つ目としましては「資源回復計画について」ということで、2つの議題を用意しております。

1つ目のTAE魚種政令指定につきましては、漁獲努力可能量制度、いわゆるTAE制度の概要と導入する理由につきまして、それから魚種の政令指定等々につきまして、水産庁管理課の方からご説明をしていただきます。

2つ目の資源回復計画につきましては、昨年来、旧瀬連委においても瀬戸内海における

さわら資源の管理措置につきまして、活発な議論が行われてきております。本日はその資源回復計画にかかる資源動向のシミュレーション等につきまして、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所の永井室長からご説明をいただくと同時に、事務局の方から、現時点での資源回復計画案の概要につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

以上の2点につきまして、本日は委員の皆様方の見識あるご意見をちょうだいいたした く、よろしくお願いいたしたいと存じます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(資料の確認)

(小林資源管理計画官)

ありがとうございました。続きまして、本日使用いたします資料の確認をさせていただきます。申し遅れましたが、私、瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官を務めます小林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料でございますけれども、まず第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事次第が1枚ございます。続きまして、第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会出席者名簿、これが2枚つづりになっております。それから配席図が1枚でございます。それから第一期瀬戸内海広域漁業調整委員会委員名簿が1枚でございます。それから「資源回復計画におけるTAE制度の必要性と運用予定について」それから「さわら瀬戸内海系群資源回復計画(案)」、これが全部で14枚つづりになっております。それから「瀬戸内海産さわらの資源管理と資源予測」、これが全部で5枚つづりになっております。最後に瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第1号案、これが4枚つづりでございます。

以上でございますが、ご不足の方がございましたら、事務局まで申し出くださいますようお願いいたします。

以上でございます。それでは藤本会長、議事の進行をお願いいたします。

(議事録署名人の選任)

(藤本会長)

それでは、議事に先立ちまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出 しておく必要がございます。従来からの慣例によりますと、私の方から指名させていただ いておりますが、今回もそのように取り計らってよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

はい、ありがとうございます。それでは僭越でございますが、私の方から議事録署名人 を指名させていただきます。

大阪府の田中委員さん、それから大臣選任の三本菅委員さんのお二方にお願いいたしま す。どうかよろしくお願いします。

(さわらのTAE魚種政令指定について)

(藤本会長)

それでは、議事に移ります。

水産基本政策大綱の公表を受け、昨年6月29日に水産基本法及び関連法令の改正が成立したことを受けまして、資源回復計画を本格的に取り組むことになりました。10月10日の第1回委員会において、「資源回復計画に関する決議」を行い、事務局に平成14年度実施を目指して、さわらの資源回復計画の立案を進めさせてまいりました。

本日、計画案をお示しすることになりますが、その前に、資源回復計画を進める上で必要となる手続きについてご説明をいたしたいと思います。これは資源回復計画の有効な手段となる漁獲努力可能量制度、いわゆるTAE制度を導入するためのものでございます。TAE制度を導入するに当たり、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づいて、さわらをTAE魚種として政令で指定する必要が生じます。TAE制度及びTAE魚種の政令指定について、事務局から説明をお願いします。

(大隈補佐)

私の方から説明申し上げます。さわらのTAE魚種政令指定ということについてでございますが、まず資源回復計画におきましては、その対象となります資源の回復を図るために、その資源の状況に応じまして、例えば休漁、減船、漁具の改良といった措置によりまして、漁獲努力量の削減を行うということが中心的な取り組みになるかと考えられております。この漁獲努力量の削減を行うに当たりましては、当然漁獲量削減による資源回復の効果を、一つはそれを担保するために、二つ目に実際に関係漁業者の方々に何らかの経済的な負担が生じますので、それの公平性を担保するために、三つ目にこの漁業関係者の方々の負担というものに対して、広域的支援措置の実施というものが予定されておりますけれども、それが正当であるということの以上3つのことを担保するために、例えば新規着業船が発生したり、もしくは、この計画の対象外の漁船等が新たにさわらに対する操業等を活発化させたりすることの要因等によりまして、一度削減した漁獲努力量が再度増加することがないように、厳密にそれを阻止しなければならないということが重要なポイントと考えております。そのためには様々な措置といったものが取られるわけでございますが、法的な措置といたしましては、漁業法等に基づく許認可制度、それから委員会指示等による規制措置、そういったものが考えられます。加えまして、漁獲努力量の総枠を管理

いたしますのが、このTAE制度ということで、これの活用が必要ではないかということを、水産庁としては考えているものであります。

このTAE制度に関しまして、かいつまんでご説明申し上げますと、この制度は特定の資源、この瀬戸内海の場合ですと、さわらといったものが想定されておりますが、それに対する漁獲圧力の管理を行う手法として、その当該資源に対して投入される漁獲努力量の総量、基本的には関係漁船の出漁日数の総和、出漁日数と呼んでおりますけれども、それを資源回復計画による削減量等を勘案いたしまして、事前にその数量を設定し、今の漁業実態や、関係漁船の出漁報告等に基づきまして、その範囲内で超過することのないように管理を行うために、漁獲努力量の上限削減を図っていこうといった性格のものでございます。

今後、このTAE制度の具体的な運用ということについて申し上げますと、このTAE制度といったものが単独で運用というものでなくて、あくまでも資源回復計画の作成やその実施とあわせて作業を進めているものでありまして、平成14年度中に資源回復計画をスタートさせる資源につきましては、この3月中に一度水産政策審議会の方に、TAE制度の対象種としてよいかということを諮問いたしまして、先ほど申し上げました「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づきます政令におきまして、魚種名を具体的に指定し、このTAE制度の対象種として措置をするというものでございます。

具体的な数量としてどのようなTAEを設定し、またどういうふうに運用するかということにつきましては、この後、国が作成いたします、先ほどの「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づく基本計画であり、今これを具体的に言いますと、漁獲可能量、TAC制度ということで現在運用がされておりますが、配布資料にありますように、TAEにおいては、管理を行うべき期間、海域、対象漁業種類及び具体的なTAE漁獲努力可能量と、その府県別の配分、あと国の漁業に関係がある場合は国の漁業に対する配分、そういったものを定めることとなっております。この部分と申しますのは、まさに今後詰められていきます資源回復計画の内容に沿って、今後定められていくというものでございますけれども、本日委員会におきましては、まずは瀬戸内海におきますさわらを今後TAE制度の対象種とする必要があるということで、このことを政令指定の手続きを進めることについてよろしいかということを、ご審議いただきたいと思います。以上でございます。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。TAE制度の説明については以上でございますが、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

どうぞ、前田委員さん。

(前田委員)

TAE制度の必要性というものは、私も理解はしてますけれども、TAE制度を進めるに当たりましては、やはり最終的には、漁業者の協力あるいは理解が大切であり、またそ

れなしには運用ができないのではないかと思います。やはり漁業者の協力というものが、 絶対的に不可欠なものであろうと思います。それらの具体的な計画は今から立てられると 思いますけれども、計画を立てる段階で、漁業者の意向を十分反映したものにしなければ、 有効でないと思いますし、言い方が悪いかもわかりませんけれども、TAE制度が計画倒 れにならないようにするためには、やはり漁業者の十分な理解が得られ、合理性、必要性 のある計画を立てていただきまして、適切な運用をしていただきたい、このように希望い たします。

(藤本会長)

ほかに、何かございませんか。

それでは、ほかにご意見もないようでございますので、十分前田委員さんの意見も入れまして、TAE制度、すなわち、さわらのTAE魚種政令指定について、お諮りをいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

政令指定ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

はい、ありがとうございます。それでは、事務局はさわらのTAE魚種の政令指定にかかる必要な手続きを進めていただくようお願いいたします。

どうぞ、西川委員さん。

(西川委員)

前回までと、今の時点と、若干状況が違うことがあるのですか。ちょっと私ども小耳にはさんでいるだけで、全体がわからないのですが、前回の委員会では、比較的すんなりと行っていたわけですけれども、今回若干状況が変ってるようなことも漏れ聞いていますが、そのあたりはちょっと聞かせていただければと思うのですが。

(小林資源管理計画官)

資源回復計画の説明につきましては、これから説明させていただこうと思いますので、 その中で。

(藤本会長)

どうぞ前田委員さん。

(前田委員)

事務的なことでよくわからないのですが、このさわらをTAE魚種に指定するというの

は、委員会の承認事項になっているのですか。

(佐藤漁業管理推進官)

法律上TAEは基本的に大臣が決める権限をもっています。ただし、これを決めるにあたって、水産政策審議会の資源回復部会において諮問することとなっております。そういう関係でございますが、このTAEは資源回復計画と関連して実行していくというものですので、実質上それぞれの広域漁業調整委員会または、部会の了承がないと、基本的に大臣としては、諮問をできないという形で処理しているわけです。

(前田委員)

わかりました。

(藤本会長)

それでは、次の議題に入りますのに、いろいろ準備がございますので、10分ほど休憩 したいと思いますが、どうかよろしくお願いします。

- 休憩 -

(藤本会長)

再開いたします。

それでは、次の議事に入ります。旧瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の時代から、瀬戸 内海のさわらにかかる資源回復の取り組みが行われ、全国からもその動向が注目されてま いりました。そして現在の広調委の体制に移行してからも、さわらの資源回復計画に取り 組んでまいりました。平成14年度の計画実施を目指して事務局が計画策定のための調査、 調整等を行い、このたび計画案をお示しすることになりました。

それでは、資源回復計画案につきまして事務局に説明を求めます。お願いします。

(資源回復計画案について説明)

(小林資源管理計画官)

それでは、事務局からご説明いたします。

さわらの瀬戸内海系群資源回復計画案につきまして、資料に基づきましてご説明申し上げます。まず1番目でございますが、資源現状と回復の必要性(1)としまして、資源の特性と資源水準の現状でございます。瀬戸内海のさわら資源につきましては、東部と西部の2系群があると想定されております。瀬戸内海のさわらにつきましては、冬期を東部では紀伊水道以南の太平洋沿岸、西部では伊予灘、豊後水道域で過ごしまして、4月下旬から5月上旬に、それぞれ両水道から瀬戸内海に来遊してまいります。また1歳魚につきま

しては、それより半月から1ヵ月遅れて瀬戸内海に来遊すると考えられております。産卵 につきましては、5月中旬から6月中旬に、紀伊水道からの群は播磨灘あるいは備讃瀬戸、 また豊後水道からの群は燧灘の瀬で産卵するとみられております。稚仔魚については、ふ 化直後から魚食性を有しまして、カタクチイワシやイカナゴを捕食します。さわらは4月 に瀬戸内海に入って夏を越しまして、水温の低下する11月ごろ外海に出ることから、漁 期は主として4月から12月の間にありまして、春漁と秋漁に二分されます。またその他 冬季には紀伊水道や水道外域、また伊予灘、豊後水道域で越冬群を対象に行われるものも あります。下に瀬戸内海におけますさわら漁場図を添付しております。資源水準の現状で ございますけれども、さわらの資源量推定につきましては、データ - の蓄積のある198 7年までさかのぼることができますが、さわらの2000年におけます資源量につきまし ては、1,800トンと推定されておりまして、漁獲量のピーク時1986年でございま すが、これに近い1987年の水準、1万8,000トンに比べまして極めて低い水準に なるわけでございます。また0歳魚の加入状況につきましても、資源量同様、東部、西部 ともに極めて低い状態にあります。このため、親魚が減少し、生まれてくる加入資源の水 準が先細る加入乱獲の状態にあるわけでございます。次のページに瀬戸内海におけますさ わらの資源量の年変化、加入尾数の年変化を示してございます。

(2)としまして、漁獲量の推移と資源回復の必要性でございます。瀬戸内海での漁獲量は、かって東シナ海に次いで多く、我が国周辺地域のさわら漁獲量の3分の1から2分の1を占めまして、昭和61年には6,255トンと、過去最高となったわけでございますが、その後は一転して減少に転じまして、平成10年には196トンまで低下し、その後若干増加しまして、平成12年には490トンとなっております。昭和61年以降の漁獲量の急激な減少の主な原因としましては、「流し網」については漁具のテグス網地の導入等漁具の改良、あるいは漁船性能の向上があったほか、まき網漁業の操業等によりまして、漁獲努力量が高いレベルに維持され続けたこと、飼料生物として重要な、カタクチイワシやイカナゴが減少したこと等が考えられております。さわらは地域においても、文化的に欠くことができない食材として定着しており、瀬戸内海を代表する魚種の1つでございました。播磨灘を中心とした各府県が、自主的な取り組みにより資源管理に努めておりますが、瀬戸内海のさわら資源は加入乱獲の状況にあり、極めて危険な水準にあることから、今後さわら資源を安定して利用していくためには、従来の自主的な取り組みを越えた、広域的かつ実効ある資源管理措置を通じて、資源を回復していくことが不可欠となっております。以下に漁獲量の推移をつけております。

続きまして「2資源の利用と資源管理の現状」でございます。

(1)関係漁業等の現状、 関係漁業の現状でございます。瀬戸内海のさわらを対象とする漁業につきましては、さわら流し網、ひき縄、はなつぎ網、及びさごし巾着網漁業等がございます。以下に海域ごとの漁業許可等の現状についてお示ししております。各海域の定義につきまして、計画案の最後に別表として添付してございますので、ご参考にしていただければと思います。

続きまして次のページでございますが、 といたしまして、漁獲量・漁獲金額の推移でございます。漁業種類別漁獲量の推移、海域ごとの漁獲量の推移、漁獲金額等の推移を示しております。漁獲量につきましては、いずれも減少傾向にあるということがうかがえます。また漁獲金額についても、減少傾向になっているということでございます。

次に といたしまして、漁業形態及び経営の現状でございます。さわらの流し網漁業等の、さわらを対象とする漁業につきましては、他業種と兼業しているものも多いわけでございますが、さわらの漁獲量がふえるに従いまして、さわらを対象とする漁業の比率が高まる傾向にございます。

続きまして、 消費と流通の現状でございますが、瀬戸内海で漁獲されたさわらは、主として岡山県、香川県等の消費地市場に仕向けられているほか、地元において消費されており、地域においても文化的に欠くことのできない食材となっておるところでございます。

(2)資源管理等の現状でございます。 として、関係漁業の主な資源管理措置でございますが、瀬戸内海のさわらの資源管理につきましては、現在漁業調整規則等や漁業者間の自主的な取り組み等によりまして、秋漁の抑制、あるいは網目の拡大等に取り組まれているところでございます。主な資源管理措置につきましては、以下の表に取りまとめているところでございます。

続きまして6ページ目の下側になりますが、 として、遊漁の現状でございます。遊漁者により、さわらの採捕が行われているという情報もございますが、採捕実態が不明でありまして、今後実態把握に努めていく必要があるというふうに考えております。

続きまして 資源の積極的培養措置でございます。瀬戸内海におきましては、他の海域 に先駆け昭和38年から種苗生産の取り組みというものが行われてきたわけですが、さわ らの種苗生産につきましては、昭和56年度から日栽協におきまして、量産に向けた技術 開発が開始されたわけでございます。技術開発につきましては、昭和63年で一旦休止さ れましたが、その後香川県や漁業関係者からの再開の要請もあり、これを受けまして平成 10年度から屋島事業場での種苗生産技術開発が再開しているところでございます。また これにつきましては、香川県あるいは漁業者サイドにおきましても、中間育成の取り組み や、種苗生産のための受精卵確保への協力が行われているところでございます。平成13 年度におきましては、日栽協屋島事業場で10万3千尾が生産されまして、5万5千尾が 放流されておりますが、香川県、あるいは四海漁協、女木島漁協、広島県の走島漁協でも 同事業場の種苗を中間育成しまして、それぞれ放流が行われているところでございます。 また放流効果の確認のために、標識放流も実施されているところでございます。加えまし て、漁業者の自主的な資源管理の取り組みといたしまして、大阪府、兵庫県、岡山県、香 川県の漁業者による船上受精卵放流も行われているところでございます。さわらの種苗生 産・中間育成放流の課題といたしましては、広域的かつ大量に放流するための技術開発の 向上や、西側海域での種苗生産・放流体制の確立が望まれているところでございます。

漁場環境の保全措置でございます。藻場・干潟につきましては、水産生物の産卵、幼稚魚の成育場として重要な役割を果たしているだけでなく、水質浄化機能による海の汚濁

防止、ひいては漁業資源の健全な育成に貢献しているところでございます。瀬戸内海はさわら等の産卵、幼稚魚の育成場となっているところでございますが、埋め立て等の開発行為等により、藻場、干潟の消失が進みまして、漁業を支えていく上で懸念される状況にあるところでございます。現在瀬戸内海各府県において、藻場の造成等が行われているところでございますが、今後も積極的な事業展開が重要となっているところでございます。また、瀬戸内海の漁場環境の変化が、資源に悪影響を与えた要因の1つであるといわれていることから、関係機関と協力して、漁場環境の実態把握にも努めていくことの必要性というのが指摘されているところでございます。

続きまして、「3資源回復の目標」でございます。

今後さわら資源を安定的に漁獲していくためには、資源状況の改善が不可欠でございま す。資源が減少し、1尾当りのえさが増加したことによって、0歳魚の体長の増大が顕著 に認められるようになりましたのは、資源量が最大時の3分の1に低下した1990年代 初期であると考えられていることから、生態や環境に配慮した資源量レベルというのは、 この時期の5,800トンであるというふうに考えられているところでございます。しか しながら、早期にこの水準にしていくためには、漁獲努力量を大幅に低下させる必要があ り、魚価や漁業経営等の影響を踏まえますと、資源回復措置を段階的に取り組んでいく必 要があるというふうに思われます。従いまして、当面の5年間で資源の減少を食い止めた 上で、安定した回復傾向にしていくことを目標といたします。後でご報告していただきま すけれども、以下の4により、漁獲努力量の削減措置を行った場合のシュミレーションを、 現状で把握できるデータを用いて行ったところ、5年後の平成18年には、東部において は資源量は増加傾向にありまして、西部においては現状の資源量を維持するものと考えら れております。全体で現状の資源量が2割程度増加して、資源が回復傾向に向かうのでは ないかというふうに予測されております。なお西部につきましては、今後の加入量の変動 を考慮しますと、加入がよければ増加しますが、加入が悪ければ減少するというおそれも ありますので、資源の動向に留意いたしまして、管理の見直しを図っていくことも必要で ないかというふうに思います。いずれにしましても、さわらの成熟開始年齢は2歳であり まして、再生産のサイクルが3年と比較的早く、資源管理効果が発現することが考えられ ますことから、毎年の資源状況を見ながら適正な漁獲管理方策や、種苗放流等を検討して いくことが必要であるというふうに考えております。

続きまして「4資源回復のために講じる措置と実施期間」でございます。

資源回復を図るため、小型魚の保護、産卵の機会の増加による資源の増大等を図りますため、休漁、網目規制等による漁獲努力量の削減措置を行いますとともに、種苗放流等によります資源の積極的培養や漁場環境の保全措置を行います。

(1)漁獲努力量の削減措置でございます。平成14年度より当面の5年間、以下に掲げる瀬戸内海におきまして、灘・漁業種類ごとに秋漁等の禁漁措置を行い、瀬戸内海全域で網目の規制を行うともに、瀬戸内海に隣接する海域におきましても、瀬戸内海系群のさわらを対象とする漁業につきまして、関係府県や海区漁業調整委員会等と連携して必要な

措置を講じることとしております。各海域別漁業種類別規制措置につきましては、表にまとめてございます。簡単に申し上げますと、さわら流し網につきましては、秋または春漁の休漁と網目拡大の措置を取るということにしております。ひき縄につきましては、流し網の休漁期間を中心として、さわらを目的とした操業禁止の措置を行うこととしております。はなつぎ網漁業、さごし巾着網漁業につきましては、漁獲量を過去5年間の平均の8割を上限とするという内容としております。

続きまして(2)資源の積極的培養措置でございます。

の種苗放流でございます。さわらの種苗放流につきましては、東西系群ごとにさわらの種苗生産・中間育成・放流体制を確立することとしております。具体的には、東部につきましては屋島事業場、西部については伯方島事業場において取り組みを行いまして、関係府県は中間育成・放流等を実施することとしております。またこのためには、当該資源を利用する関係府県・漁業者等によります協力体制が不可欠でありまして、親魚の確保、種苗飼育のための初期飼料の確保、中間育成・放流等について協調した取り組みを構築することとしております。またあわせてモニタリング体制も構築することとしております。

船上受精卵放流の継続でございます。漁業者の自主的な資源増殖の取り組みとして実施されております船上受精卵放流についても、技術の啓発等によりまして、継続・拡大するように努めます。

漁場整備でございます。瀬戸内海の水産資源の持続的利用、漁業生産のより一層の回復・増大を図ることを目的といたしまして、魚礁漁場の造成、あるいは増殖場の整備を行いたいというふうに考えております。

(3)漁場環境の保全措置でございます。漁場の生産力の回復や水産資源の生育場の環境改善を図るために、藻場・干潟の造成等を行いますとともに、堆積物あるいは廃棄物の除去等による漁場環境の維持・保全の取り組みを行うこととしております。また、関係機関と協力して、漁場環境の実態把握等に努めまして、漁場環境の改善に係る施策に取り組むこととしております。

「5漁獲努力量削減措置及びその効果に関する公的担保措置」でございます。

資源回復を実現するための休漁等の規制措置につきましては、その実効性を確保するため、委員会指示や漁業調整規則等の公的担保措置を講じていく必要があります。また、漁獲努力量の増大を抑制するため、先ほどもご説明がありました海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく措置、すなわちTAE制度に基づく措置を行っていくこととしております。さらに、漁獲状況の変動、あるいは漁ろう技術の向上等によりまして、資源の利用集中、漁獲能力の向上等により、合理的な資源利用が阻害されるおそれがあることも想定されますことから、こういった状況が生じた場合には、委員会指示等により適正な操業隻数等の管理を行うことも併せて検討する必要があるというふうに考えております。

「6資源回復のために講じられる措置に対する支援策」でございます。

(1)漁獲努力量削減措置に関する経営支援安定策でございますが、資源回復計画の実施に伴います休漁等の資源回復措置による、漁業経営に与える影響を緩和するための漁業

経営安定支援策といたしまして、国、府県、漁業者がそれぞれ3分の1の負担による資金を造成しまして、休漁期間中の経営の維持、休漁中の漁船の有効活用等に必要となる経費について支援をすることとしております。表の中にまとめてございますが、例えば網目拡大をする場合には、網目拡大に伴い不用となる現在使用中の漁具等の廃棄に必要な経費について、助成されることとしております。また休漁中の漁船が、休漁状況の監視、漁場の清掃等に従事する場合につきましては、休漁期間中の漁船の活用に要した経費について助成するとなっております。また休漁支援金の交付ということでございまして、新たに強化された休漁期間中の漁業経営の維持に必要な経費について、一定割合の支援金が交付されるとなっております。

- (2)(3)の資源の積極的培養措置に対する支援措置、漁場環境の保全に対する支援 措置につきましては、国、府県においては、これらの措置を進めるに当たりまして、必要 な支援を行うこととしております。
 - 「7資源回復措置の実施に伴う進行管理」でございます。
- 今後、資源回復計画の実効を期すために、漁業者、行政、研究サイドが一体となった資源回復計画の進行管理体制を構築いたしまして、資源回復計画に基づく取り組みの評価、 資源回復措置の見直し等を行うこととしております。
 - (1)資源回復措置の実施状況の把握でございます。
- 国、府県につきましては、資源回復措置の実施状況を毎年把握いたしますとともに、さわらを対象とする漁業の漁獲報告等によって操業状況の把握を行うこととしております。
- (2)資源動向の調査でございますが、国は関係府県と連携しまして、さわら瀬戸内海 系群について、調査・評価体制を構築し、資源状況の把握を行うこととします。
- (3)資源回復措置の見直しでございますが、国、府県等は(1)、(2)の結果を踏まえまして、資源回復の措置の評価を検討するとともに、必要に応じ回復措置の見直しを行うこととしています。
- (4)進行管理に対する組織体制でございますが、今申し上げたことをフローチャートに示しております。国、府県につきましては、資源回復措置の実施状況の把握を行うわけですが、漁獲量報告については漁業者サイドに行ってもらうことを考えております。また、この報告内容につきましては、水産研究所、府県試験研究機関によります資源動向の調査に役立てられるものがあれば、それにも役立てていきたいというふうに考えております。それら両方をあわせまして資源回復措置等の評価検討を行っていこうと考えております。これにつきましては、水産庁、府県の行政サイドまた、水産研究所、試験研究機関を含む研究サイド、それから漁業者サイドにおいて、こういった検討を行っていきたいというふうに考えております。また資源回復措置の見直しの検討につきましては、広域漁業調整委員会等において行っていただきまして、必要があれば資源回復計画の見直しを水産庁で行うと考えております。
 - 「8その他」でございます。

資源回復計画につきましては、将来的に国民に対する水産物の安定供給を実現していく

ための施策でございますが、漁業者に対する支援を行っていくこともありまして、広く情報提供を行うことにより国民全体の理解を得ながら進めていくこととします。また、回復計画期間中の需給関係にも配慮しながら計画を進めていくこととします。

以上でございます。

なお、今回の回復計画案につきましては、関係府県の漁業者にもお示しているところでございまして、漁業者協議会におきましても、協議していただいてるところでございます。 漁業者協議会におきましては、計画案の中の特に規制措置部分につきまして、いろいろと 意見が出されているところでありますが、今回の計画案につきましては、資源回復のため に、少なくともこの位の取り決めが必要と考えられる線で、お示ししているものであると いうことを、お断り申し上げます。

それでは、続きまして、瀬戸内海区水産研究所の永井室長の方から、瀬戸内海産さわらの資源管理と資源予測につきまして、ご報告いただくことにいたします。

(永井海区水産業研究室長)

瀬戸内海区水研の永井です。ただいまの小林計画官の説明の中でほとんど資源的な話もされていますが、ポイントを絞って、説明したいと思います。

さわらは、1メーターをちょっと超えるくらいまでになる魚で、体重は10キロぐらいまでになります。7~8年生きる魚です。子供を生むのは、一応従来は2歳から産卵するといわれております。産卵期は5月から6月、春になると瀬戸内海に来遊してくる。春のさわらという銘柄は2歳以上の親魚をさします。春のさごしは1歳、これはえさを食べて大きくなるために瀬戸内海に入ってくる。秋から冬にかけては水道とか、水道外域で過ごすわけですが、このときさごしというのは、その年生まれの0歳魚です。1歳魚以上はさわらになります。

今からお話するのは、瀬戸内海東部と西部に分けますが、東部の方は紀伊水道、大阪湾、播磨灘、備讃瀬戸、西部の方は燧灘、豊後水道、安芸灘、周防灘、伊予灘。統計上はこの範囲が瀬戸内海で、さわらは若干紀伊水道の外域とか、豊後水道でもとれるわけですが、それらは瀬戸内海の外側という区分けになっています。年間漁獲量の推移を図に示しましたが、青が瀬戸内海西部、赤が瀬戸内海東部、あわせていいますと、一番高いときで、年間6千トンを少し超えるのが、1986年に見られまして、1970年代の中ごろまでは、大体2千トンを下回る千数百トンのレベルです。それが6千トンぐらいまで、すごく大きくなって、そしてその後、ずっとがけ道を転ぶように少なくなってきた。漁具とか、漁法の変化をいいますと、ローラーまきといいまして、流し網を機械であげる漁法が導入されたのが、67年~68年ぐらいです。それまでは許可を持ってるけど操業しない、人手であげるために作業がきつい、あるいは人を雇わないといけない、雇ったら労賃を払わなきゃいけないので、許可をもっていても着業しない船が大分あったと聞いています。ローラーまきが導入されて許可を持ってる船の着業がふえてきた。それから、70年ぐらいから網が化繊のナイロンの網になりまして、従来春だけやっていて、秋は休むというところが

多かったのですが、秋もやるようになってきた。秋にサゴシをとるということが多くなっ てきた。それで漁獲量は増えてきた。85年ぐらいから播磨灘の方でははなつぎ網という、 昔あった漁法が機械化されて復活してきた。それから流し網についてはテグス網、釣り糸 に使うナイロンの糸網が導入されて、網が丈夫になって、また網目が小型化してきた。流 し網の漁獲物でみますと、84年以前というのは、3歳とか4歳主体にとっていました。 それが84年から92年ぐらいの間は、ちょっと若返って2歳から3歳をとるようになっ た。92年以降は2歳が主で、1歳もとるようになった。このように、漁獲物がだんだん 若い方にシフトしてきております。小さいものをとるようになったんです。漁獲量はずっ と減っていったわけですが、それと同時に92年ぐらいから、例えば1歳、2歳、同じ年 齢でも個々の魚が大きくなってきた。巨大化してきた。体長が大きくなって、体重が増え てきた。それは皆さん感じていることだと思います。瀬戸内海全体にさわらが少なくなっ て、1尾当りのえさが多くなって、あるいはさわらが少なくなって、資源として維持する ために、大きくなって産卵する。ですから最近は1歳でも3割ぐらいの雌が産卵している という状況になってきて、資源的には余りいい状態ではない。小林さんの説明の図にもあ りましたが、上が資源量、下が年々生まれてきた0歳魚の数です。資源量を1987年か ら示してありますが、東部の方は1万2千トン、西部は6千トンをちょっと下回るぐらい に資源量があったものが、97年とか98年は底ですけど、一番高いときの東部は7%ぐ らい、西部は15%ぐらいのところまで下がってきてる。今大体東西とも資源量は900 トンぐらいの数字になっています。それで生まれてくる0歳ですけれども、東部では30 0万尾ぐらい当初あった。西部では150万尾くらいあったものが、最近は20万尾を下 回っている。親が少なくなって、子供も少なくなっている、加入乱獲という状態です。そ んななかで99年級は発生が比較的よくて、生まれてきてる子供が多くて30万尾近く入 ってきております。それにしても一番高いときの東部では10分の1、西部では7分の1 です。こういう最近なかったいい状況は、99年級が3歳魚になる今年の春ぐらいまでは、 漁獲量をもちあげてくれると思います。その後資源がよくなるためには、やはり小さいう ちに漁獲しないで、保護するということが必要でないかと思います。資源的には非常に危 機的な状況になっているのです。

今までの資源量の推定に基づいて、将来どうなるかという予測を図に示しました。前回にもちょっとお示ししましたが、これが瀬戸内海東部ですが、2000年をスタート年にして、2001年はすでに終わってますので、2001年については、2000年と同じレベルで漁業をして、2002年から幾つかのケースについて資源の将来予測をした。1つは、現状維持。これが青い線、緑色が秋完全に休漁した場合増すということですね。赤が3年間完全に休漁した場合、つまり2002年から2004年まで3年間漁業をやめた場合、資源量がどうなるか示したものです。これで見ますと東部の場合、現状維持というのは、今自主的に行われている播磨灘とか、備讃瀬戸での秋漁の休漁を含んでおりますので、資源量の推移としては、2002年をピークとしてその後はやや減少するという予測です。大阪湾とか、紀伊水道とか、外側も秋漁を完全に休漁しますと、資源は漸増します。

それから3年休漁すれば、レベルとしては資源量が今1千トン弱ですが、それが3倍ぐらいまで増えます。それから、今行われている播磨灘と備讃瀬戸の秋漁休漁をやめた場合、2002年、ことしからやめた場合の効果をお示ししますが、これは98年から自主規制をやってるので、その前3年間の平均のレベルで捕り続けるとという前提が入りますが、漁獲量は少し増えますが、資源量はずっと減って、漁獲量もだんだん減っていくことになります。実際には資源量が減ったら魚が余りとれなくなるので、そこを97年以前の3年間の平均のレベルで魚をとり続けるというのは多分やらなくて、船が出なくなって、資源的な減少がもっとゆるやかなものになるかもしれませんが、秋漁の休漁をやめると資源は下がっていくという予測です。それから西部についても同じような予測をしました。西部の場合は、ちょっと今のところ何も資源管理的なことはやっておりませんので、現状維持の漁獲を続けていると、資源的には下がっていくとみられます。秋の休漁をすれば資源的には、維持されるという予測になっています。もちろん3年休漁した場合には、資源的には大きく回復しますが、これは東部と同じです。

ここまでが前回までにお見せしたことなんですが、これから今想定されてる規制が、どういう効果を与えるかということを示します。非常にわかりにくくて、全部説明するつもりではないのですが。例えば考えられているものとして網目規制があって、3.6寸目を導入すると0歳とか1歳をある程度保護できる。東部では0歳魚は大阪湾で2割ぐらいの漁獲があって、網目の効果としては7割ぐらいが抜ける(3割がとれる)でしょう。というふうに、場所の効果とか、季節の効果、網目の効果とかを評価して春の禁漁も含めてどんな効果があるかということを、ざっと計算しました。計算については、こういった前提があるわけですが、その結果どうなったかといいますと、これは瀬戸内海東部の場合ですが、さっきお示ししました3年間の休漁、秋の完全休漁、現状維持で3本のラインがありまして、今想定されてる規制は現状維持(ブルーのライン)と秋の完全休漁(緑のライン)の中間にくるという結果になりました。西部についても同じように行いますと、網目の効果、網目の規制あるいは伊予灘で考えられている春漁の禁漁とかを行いました場合には、秋の完全休漁(緑のライン)と現状維持の場合(ブルーライン)の真ん中よりも、少し上ぐらいのところにくるという結果になりました。

以上で、私の説明は終わりますが、資源的には先ほど申しましたように、かなり厳しい 状況にあるので、まず管理的な措置を導入することが重要であるということ。それから今 後については、もちろんこういった資源量の予測というのは、先のことですので、特にこ れから加入してくる、例えば2001年生まれ、2002年生まれという新しく生まれて くる魚がどのくらいかというのが、非常に重要なことです。そして結果に重要な影響を与 えますので、年々そういったものをモニタリングして、状況を見て管理をしていくことが 重要です。しかし今述べたような計算のなかで、どういった管理をすればどのくらいの効 果があるかというのは、およそわかりますので、どういう方向に管理をするかということ を、頭におきながら議論して、後は年々の状況を見て修正していくことがよいのではない かと思います。 以上で説明を終わります。

(小林資源管理計画官)

どうもありがとうございました。続きまして、先ほどご説明いたしました資源回復計画 案に基づきまして、委員会指示の案を出してきております。それにつきまして簡単にご説 明したいと思います。

(委員会指示案について)

(高屋調整課長)

それでは簡単に説明させていただきます。

今回、広域漁業調整委員会指示ということで、資源回復計画の規制というものを考えました背景といたしましては、瀬戸内海というのは非常に複雑な地形を有しておりまして、県境があいまいだということ、それから何といっても今の説明にもございましたように、弾力的な対応というのがとても大事です。資源状況を見控えながら行動を考えていく必要があるということから、弾力的な運用が可能である委員会指示による規制というものが最も適切だろうと考えております。

まず1番目の定義でございますが、瀬戸内海とは、漁業法施行令第27条において定められた水域をいいます。なお瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分というものは、先ほどの資源回復計画案の一番最後のページのところに瀬戸内海水域区分を図示したものがございますので、そちらをご覧いただきたいと思います。基本的には統計データのベースになっております農林統計の海域区分をベースにいたしまして、各県の許可とか漁業実態、そういうものを踏まえ、若干変更したという形をとっております。

2番目、3番目といたしまして、具体的な規制に入らせていただきますが、網目の制限について、さわらを目的とした流し網漁業を行う時は10.6センチメートル以上の網目のものを使用すること。そして区域の制限について、次の表の上段の掲げる区域においては中段に掲げる区域にあって、下段に掲げる区域を目的とするということで、ただいま申し上げました区域についてそれぞれ期間を定めまして、さわらを目的とした操業を禁止すること。それから、まき網漁業、はなつぎ網漁業、さごし巾着網漁業につきまして、年間漁獲量の制限を行う。

そして4番目といたしまして、指示の有効期間について、この指示は平成14年度の約1年間というふうに考えております。1年間としておりますのは、資源回復計画というのは、毎年見直していくという観点がございますので、この指示の期間は1年というふうに考えております。

最後に附則といたしまして、委員会指示では、施行された後の網目の規制につきまして、 猶予期間というものを設けております。これは当然資源回復計画が始まったとき、すぐに 網目を買いかえるというわけにもいかないことから、一定期間の猶予期間を計画として出 しております。以上です。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。この件に関する質疑応答の前に、本日やむを得ぬ事情により欠席された荒井委員から資源回復計画に係る意見書が、また徳島海区漁業調整委員会から資源回復計画に係る要望書が本委員会に提出されていますので、ご紹介をいたします。

まず荒井委員からのものでございます。読み上げます。

今般、第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会に所用のため欠席いたしますことをまずもってお詫び申し上げます。

過日、瀬戸内海漁業調整事務所より第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会における審議事項並びに事務局としてのお考えをご説明いただきました。この件に関して若干の意見を申し上げます。

- 1.第1回瀬戸内海広域漁業調整委員会において、瀬戸内海区水産研究所永井室長よりご説明がありましたとおり、瀬戸内海におけるさわら資源の減少は尋常ならざることは科学的に明白であります。既に、当該資源の減少については、10数年来永井室長によってご指摘されてきた問題であります。このさわら資源を回復させることに関して、これ以上の議論は必要なしと申せましょう。本委員会においては、永井室長の長年のご研究の成果を基に、早急な資源回復の方策を審議・決定し、一刻の猶予もなく可及的速やかに実施することが重要であると考えます。
- 2.海洋生物資源が漁業者のみならず、人類共通の大切な資源であります。しかし、漁業者は最も身近にこの資源を活用しているということから、この資源に対してより多くの責任があるのも事実であります。今回のさわら資源の回復に要する様々な方策、特に漁業者自らが痛みを伴う漁獲努力量の削減については、率先して確実にこれを実施することで、漁業者が責任のある資源の利用に努めているということを広く国民に訴える絶好のチャンスであると考えます。加えて、国の事業として予算措置が講じられると聞いているところでありますが、税金が使われる以上、国民への説明責任という観点並びに関係者間の社会的公平性の観点からも、漁獲努力量の削減措置に対しての然るべき法的拘束力のある担保措置が必要であると考えます。
- 3. さわら資源の問題については、資源の減少というある意味での自然現象に加えて、漁業調整上の様々な問題を抱えた社会問題であります。社会・経済・歴史的に多様な背景を有する関係府県の利害が、時として対立することは、やむを得ないことであります。しかし、瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員各位におかれましては、是非とも「我が子・我が孫の資源を責任を持って守っていくのだ」という、次世代を見据えた高邁な識見からの議論をお願いいたしたいと考えております。

以上、誠に僭越ながら私見を述べさせていただきます。

次に、徳島海区の大和会長さんからの要望書も読み上げます。

瀬戸内海においてさわら資源が激減しておりますが、その資源回復計画が策定され、関係漁業者による取り組みが行われようとしていることに関しは、高く評価するところでございます。その資源回復計画の実行を担保するために、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による規制の必要性は理解できるところでございますが、漁業の実情を踏まえたなかでの慎重な審議をお願いいたします。

当海区におきましては、播磨灘で操業しております刺網漁業者は、5年ほど前から瀬戸 内海東部関係府県の同種漁業者間での資源管理に自主的に取り組んできておりますが、現 在自由漁業となっております曳縄釣り、立縄釣り及び延縄漁業などの釣り漁業者につきま しては、漁業種類別の組織もほとんどなく、操業実態も正確に把握できていないのが現状 でございます。

従いまして、当海区の事情をご推察のうえ、サワラ資源回復計画に参加すべき自由漁業者にも話し合いに参加する時間を与えていただきますようお願い申し上げます。

また、一方では遊漁者がサワラを多く採捕しているように聞き及んでおりますが、この点につきましても実態が十分把握されておらず、サワラの資源回復を図るうえで無視できるものかどうか十分に検討がなされておりません。つきましては、サワラを対象とした遊漁の実態調査について、県外からの遊漁者も多く見られることから、国に対して、広域的な実態調査を早急に実施するよう要望される旨併せてお願い申し上げます。

以上でございます。

遊漁者等にかかる規制については、今回の資源回復計画案に盛り込まれていませんが、事前に事務局に問い合わせたところ、遊漁者等によるさわら漁獲の実態が十分に把握されていないことから、今回は計画案に盛り込むのは見合わせるとのことでした。徳島県以外からも遊漁者等も資源回復計画に参画すべきであるという声が上がっていると伺っております。しかし、漁獲方法、漁獲量、採捕の実態把握が全くなされてない状況では、検討以前の段階であるといえ、今回の計画案に遊漁者等を盛り込むということは、非常に困難であると考えられます。遊漁者等によるさわら採捕の実態調査を進め、可能な限り早急に検討することができるようにしておくことを事務局よろしくお願いします。また、事務局を通して各府県にご協力を要請することになりますので、関係者におかれましては、その点よろしくお願いいたします。

それでは資源回復計画案に関して、委員の皆様方のご意見をいただきたいと思いますが、 まず、学識経験の方から、どなたかご意見をいただけると思いますが。

(前田委員)

審議をする前に、ちょっと事務局にお願いというか、私もよくわからないんですけれども、開催通知には附議事項と書いてありますが、今日の議事次第には協議事項とありますが、附議と協議と全然性格が違うと思いますけども、それはいいとして。ただいま調整課長からご説明がありました委員会指示案ですが、いただいた開催通知の附議事項の中にも指示案の附議はなかったように記憶いたしております。ですが、今日いただいた議事次第

の協議事項の中にも委員会指示案についてはないように考えています。この辺どのように 理解するんですか。

(高屋調整課長)

資源回復計画の方は、導入より当初からご説明申し上げている通りですが、資源回復計画を実施するに当ってはその公正性そして公平性の観点から、何らかの規制措置というものが必要であるというふうに考えられてます。ですから、当然これを出すという前提として、資源回復計画案とセットとして、総案を考えていくということが必要であるというふうに考えています。

(前田委員)

その話はわかるのです。ただ資源回復計画は、これは法的な縛りも何もない。それで委員会指示というのは、ご案内のとおり、当委員会が指示を出して、それに法令の罰則がつくわけです。だから資源回復計画案の中で、罰則を伴うような条例のようなものを一緒にしてしまっているのはおかしいのじゃないか。やはり議題としては別項目としてあげるべきじゃないかと考えます。

(高屋調整課長)

今日は、合意しないなかでも、資源回復計画が持つ、規制措置というようなものを一緒に話すのなら、いずれについても同じ見解でございます。そういった意味で資源回復計画とこの規制措置というものを併せて検討したいということでございます。

(前田委員)

今日は、附議事項になっておりませんで、協議事項ですから、一般的な意見の交換ということで理解してよろしいですか。

(高屋調整課長)

もちろんこの会議自体はですね、1名欠席しておりますけれども委員もおりますので、この審議の中で委員の皆様がどのようにお考えになるかというところで、すべてのものが決定できるというふうに考えます。ただ、もちろん委員会でございますので、一方的な議論とか、そういうものではないんです。

(前田委員)

しつこいようですが会長、委員会というのは事務規定にありますが、附議する場合は、 依頼する場合は前もって委員に通知をしなければいけない。今言いましたように、少なく とも法令に基づくあるいは罰則規定を引く委員会指示を出すのに、根本的にないものを委 員会で協議する、もしくは合意すればそれでいいんだ、それはちょっと早すぎはしないか。

(藤本会長)

この議題の中には、確かに委員会指示の項目は入っておりませんが、一応セットという ことで、お示ししたと。

(前田委員)

ですから、セットにするような議題のものじゃないでしょ。関連性で後で一緒になった というならわかりますが、やはり議題としては別のものとして考えるべき。漁業法に基づ く強制力のある委員会指示までこの中でやってしまうようじゃ、この議題見てもわからな いです。私らは経緯があるからある程度想像はつきます。

(高屋調整課長)

資源回復計画がスタートするとき、最初のご説明の際から委員会指示ということではなくて、資源回復計画についての規制というものは、どうしても必要であるというふうに考えておりまして、そのためにはどのような手法を取るかということも含めて、ご検討いただけたらと。

(前田委員)

そこを言ってるわけでなく、議題の出し方がね、不適切ではないかと。

(高屋調整課長)

議題の設定ついて、十分な配慮が足りなかったという点についてはお詫び申し上げますけれども、基本的には資源回復計画というものの中で、規制措置もまとめて考えていかないということをしなければ進まないという点から、そういうような方針を取っております。

(前田委員)

先ほど申しましたように、しつこいですが、附議ではなくて協議事項なんでしょ。今日 は。

(須田所長)

委員ご指摘のように、もしかして事務方として若干手続き上報疵があるやもしれないということはあるかと思います。ただ、調整課長の方から説明したように、委員会の場というのは、皆様のご出席委員の議決ですべて決めていける、かなりそういう意味ではフリーハンド型と思います。運営規則があるのは当然存じておりますが、例えば、今ご指摘にありましたように、議事次第に追っていないと。協議事項にならないとかどうかと。事前に各位に知らし渡してないかと。形式としては、そういうご指摘は確かにあると思うんです。ただし私どもは、事前に今回のご提示資料を各委員のところにご説明に伺っていまし

て、全委員が今日ご提示の資料については事前に目を通していただいているというふうに 理解しております。もし、そういう前提を受けてこの場で協議事項なり附議事項なり、ど ういうようなお取り扱いをいただけるかというのは、この場のご出席委員の総意で決めて いただいて構わないんです。

(前田委員)

我々委員は、水産庁やあるいは事務局からの説明で流れとしてはわかっております。ですからそれをどうこう言うわけじゃないんですが、委員がわかっているからいいというもんじゃないでしょ。これはやっぱり告示して、漁業者や関係者は今回の委員会の議題はどういうものなのかと当然知るべきものであって、また知らすべきものだと。その処置はされてないやに私は思います。我々委員はそれはいいと思いますけども。私がいただいた委員会の通知では、今日ここで委員会指示を附議するということはどうしても読めません。

(藤本会長)

これ議案では協議となっておりますんで。

(前田委員)

私、きょう持ってきておりますけども、私がいただいた案内文書では附議になってます。 そのつもりで今日は来ております。私は附議ということで、今日は来ておりますけど、来 て見ておりますと協議に変っております。その辺もおかしい。どういう事情があったのか なという感じもしておりますけれども。ですから漁業者から問い合わせは特になかったん ですけども、私としては附議事項に委員会指示事項がないから、今日はそういう話がない ものということで理解をしておりますし、傍聴人もそのように考えております。

(高屋調整課長)

ちょっと手続き上で、書面の誤りというところがあったと思います。先ほどから事務所 長もおっしゃったように、最終的にどうされるかと言う点もありますし、協議であっても その結末はどうなるかというのをはっきりとさせるのは、皆様のお考えによるところでご ざいますので、その点はお含みおきいただきたいと思います。

(前田委員)

会長さん、決めてください。

(藤本会長)

確かに議案の中に入っておりませんけれども、一応こういう案ということで、ここで、 皆さんが全員がよろしいと言えば、それはもちろんそこで決定されるわけですが、本委員 会は瀬戸内海の最高の調整機関でございますので、問題があれば委員会の中でいろいろ審 議をしていくべきだと、このように考えています。この場で解決できないということであれば、さらに委員や、事務局を通して再度の実態の把握や調整を行っていくべきだと考えておりますので、確かに協議事項の中に資源回復計画ということで、指示案については何も触れておりませんが、一応セットといいますか、こういう説明をしたいということで事務局は説明したと思いますので、ここでこれを決定するんだということではなくて、皆様方の幅広い意見をお伺いして、いろいろ出したいということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

(前田委員)

会長さんもここで協議しても決定するものではないということでございますので、了解 いたします。

(藤本会長)

それではいろいろ申し上げましたが、一応委員の皆さん方の幅広いご意見をお伺いした いと思います。

(前田委員)

一応計画案の審議ということと理解して話をさせていただきますが、その前にこの審議をする前に、資源回復計画というものは、この策定に当たって関係する漁業者の意見を十分に聞いて漁業者の要望なり理解等を得た上で計画を策定するというふうに私は思っております。この漁業者の十分な理解あるいは同意を得たかどうか、あるいは漁業者の意見がどうであったかというのは、去る2月の15日ですか、全漁連主催の漁業者協議会の中で漁業者の意見がいるいる出ております。

ただいまの岡山の西川委員さんも、そのことで先ほど話があったんだと思いますけれども、我々の委員がこの問題を協議・審議するのに、漁業者の意見がどういうものであったかを知らずにしてですね、審議するというのも非常におかしな話です。やはり全漁連の主催の漁業者協議会での漁業者の意見はどういうものであったのか。非常にこれはこの会議で審議するには重要なポイントだと思うんです。先ほど漁業者のことは、さらっと流されましたけれども、そんな問題じゃないと思いますので、きょうは漁業者協議会を主催された全漁連の漁政部の方も名簿ではご出席していただいてるようですので、漁業者協議会でどんな漁業者の意見があったのか、主催者である全漁連の漁政部の方にご説明を願って、その意見を参考にしながら、我々委員は審議をする必要があるのではないかと思いますので、審議をする前に会長さんの方で、ひとつ諮っていただきたいと思います。

(高屋調整課長)

事務局の方からちょっとよろしいでしょうか。この委員会の方ですね、発言に関しましては、参考人招致の手続を必要としておりますので、とりあえず事務局の方の説明をお聞

きいただいた上で、必要であれば委員会の方にお諮りして、参考人を要求するかどうかということについては、進めさせていただくこととしたいと思います。ちなみに2月15日のブロック別漁業者協議会におきましては、事務局が示している案について特に大きな意見として2つございました。

1つは非常にスピードが速いということです。水産庁が10月に資源回復計画を広域調整委員会で着手するという話を決めてから、事務局から漁獲努力量の削減措置というものが示される間の時間が非常に短いからかなり調整が困難だということ。

それからもう1点といたしまして、漁業調整というものがまだ十分に整っていない地域があるということについて、強い発言がございました。ただ2月15日の会議終了後、その意見を受けまして、各府県の漁業者協議会が開催され、合意できたもの、合意できなかったもの、それから方向修正のあったものというものがあったと把握しておりまして、それを修正して本日出しております。ですから当然すべての合意が整ってここに出されたというものではございません。

(前田委員)

私も漁業者協議会に出席しておりませんので正確なことはわかりませんけれども、出席 した人にいろいろお話を聞いて、私は私なりにですね、国から出された案はまだ漁業者の 十分な理解あるいは合意を得るまでには至っていなく、もっと慎重な取り扱いが必要だと いう意見が多かったと理解しております。特にこういうことで合意をしたということは、 合意というか、賛意だということではないというふうに聞いておりますけれども、間違っ ていますか。

(高屋調整課長)

2月15日の時点で示しました計画案でこれで行こうというような話になったということではございません。いろんな意見が出ております。もちろん進めていくべきだという意見もありましたし、まだもっと調整する時間をいただきたいという意見も出ておりました。またそれを踏まえて各漁業者協議会に持ち帰り、修正案というものも示されてきているところもある。この漁業者協議会の意見を踏まえて、この最高意志決定機関でありますこの広域漁業調整委員会というものでご審議いただくようになっております。漁業者協議会を軽視しているとか勝手に決めていくという話ではございません。ただし最終的には意思の決断というものはもちろん決めていく。

(藤本会長)

漁業者協議会のお話も今事務局の方から一応お伺いしましたが、いろいろ合意したわけ じゃないということで、これらの意見も一応踏まえた上での今回のご提案ということでご ざいますが、当委員会につきましてもやはり折角会議を開催させていただくわけでありま すから、委員の皆さん方からいろんな意見をお伺いして、またそれをいろいろ審議して進 めていきたいと、このように思っておりますので、委員の皆さんのご意見をお伺いしたい と思いますので、よろしくお願いします。

三本菅委員さん。

(三本菅委員)

私の方でご意見を述べさしていただきたいと思うんですけども、私の理解としましては、今回の資源回復計画というものは、前回の決議に基づいて検討がなされて、これについては理解しております。それからこれは委員の皆様ご承知のことですし、釈迦に説法という感じがいたしますけれども、資源回復計画というのは、国民全体の共有財産ともいえる水産資源の回復をはかりまして、水産物の安定供給を実現するという水産基本法の理念に基づくもので、したがいまして国、地方公共団体、漁業団体等がそれぞれが果たす役割を十分に自覚する必要があるんだと、このように思っております。また当然のことですけども、漁業者が経営者として利潤の追求を行うということは当然のことでありますけれども、しかし、先ほどから資源状況の話がありますように、目先の利益にとらわれて資源を減少させて、場合によっては枯渇させて自らの経営を圧迫するということでは、漁業が成り立たなくなり、冒頭に申しましたように、そのことにより消費者への水産物の安定供給を行うという、本来の役割が果たせなくなるのではないか、このように思っております。

先ほどご説明がありましたけれども、水産資源の回復計画というものは、資源回復計画に参加する漁業者に対して支援が行われる事業でございますけれども、事務局からもお話がありましたけれども、国民の全体の理解が必要であるという視点は忘れてはならないと。したがいましてこの計画というものは、漁業者のためのものだけではなくて、もちろん漁業者のためにならなければ意味になりませんけれども、国民全体の利益に資するという視点が非常に重要だと思うのです。

したがいまして、資源回復計画の成果というものが国民全体の利益となるような努力が 図られなくてはならないという視点が非常に重要であるということを、心にとどめておか なければいけないと。いろいろご意見がありますように、お互いの利益というものは異な るところがありますし、譲るべきところは譲らなければいけないというところであろうと 思いますけれども、この計画が成功することは、ひいては漁業者の利益になるということ で非常に重要でありますし、何度も申しますけれども、それを経て国民全体の利益になる という、いわば大所高所という視点での委員会のご議論をよろしくお願いしたいと、私と してはお願い申し上げたいと思います。

そこで、この資源回復計画というものを同じ資源を利用する者が理解を共通しあって、 そして協力しあうということが最も大切だという感じがいたします。計画案につきまして は、いろいろのご意見があると思いますけれども、各府県の関係者がこのように1つの資 源を回復させるために、一堂に会して議論するということは、画期的なことであり、皆様 のご尽力に敬意を表するところであります。

私としましては、数年前にさわらの資源回復が一部の海域で芽生えたと聞いております

し、これは全体の取り組みへと、具体的に発展しようとしているのがこの計画だろうと、このように思います。したがいましてこれまで、岡山県、香川県で資源回復に対してどのような取り組みが行われていたかについて、この機会でありますので、まずご意見をお聞かせいただければ非常にありがたいと思います。

(藤本会長)

はい、折見委員さん。

(折見委員)

今、愛媛県の前田委員が、まだこの委員会指示は時期早尚ではないかと、まだ調整がついていないというご意見ですね。広島県も私は一番最初から表には出ておりませんが、前から引っ張ってきているわけです。それから5月に愛媛県が伊予灘で春漁を休まれますね。そして安芸灘は9月に休まれる。愛媛県が広島県(安芸灘)へ入ったときには、漁師の数が倍になりますね。ここでみんなががまんできるような方向を、しっかり審議を尽くして進めないとならないのではないかと思うわけです。いかにここは最高機関だからということで決められたら、漁業者は反発しますよね。

(藤本会長)

前田委員さん。

(前田委員)

先ほどご欠席の荒井委員さんのご意見、あるいは三本菅委員さんのご意見、確かに大所高所からごもっとも、一般論としてはごもっともだと思いますけれども、あえて反論させていただきますが、さわらが減少したというのは、漁場環境の変化、あるいはえさの問題、あるいは少なくとも漁業者の乱獲の問題、こういったいろいろなものが要因となり減少したと思うわけですけれども、少なくとも現在許可証を持って漁業している個々のさわらの漁民には責任があるとは思われません。確かに漁獲量を制限して資源を回復し、それによって最終的には漁業者自身の利益になるものであるという今のお話があり、こういうところもよく考えなければいけませんけれども、現在合法的に許可証を持って操業を確保しているのを、この委員会の指示で制限するわけですから、強制的に制限する、その制限も罰則がついてる。このような委員会指示をこの委員会が出すということは、漁業者にとって直接生活に係る非常に重要なことであろうかと思っております。だからこのような罰則を伴った委員会指示を発動するわけですから、この重大性あるいは重要性から、このことを強く我々委員としては受け止めて、そう軽々しく指示を出すべきではないと私は思います。慎重な上にも慎重な審議をしてなされるものではないかと、かように思います。

また、僭越ではございますけれども、委員会指示というのは、ご案内のとおり漁業法の 権威であられます金田禎之さんが「漁業法詳解」で言われておりますけれども、ちょっと 念のために読ませていただきますけれども、「一般の法令の場合も同様であるが、特に委員会指示はその指示違反に対する取り扱い規定から見ても、漁業者の漁業における同義心を信頼し、大多数の漁業者によって守られることを前提としているので、指示する場合にはその指示に合理性があり、かつそれが大多数の漁民に守られるような内容のものでなければならない」というよう書いてあります。私もそのとおりだと思います。慎重に審議をしていただきたいと思います。

(藤本会長)

そのとおりだと思います。特に慎重に審議をして、委員の皆さんからいろんな意見を聞いて審議をしてまいりたいと思いますから、よろしくお願いします。

(田中委員)

今いろいろと委員さんからご意見がありましたが、私の方も25日に事務局から説明がありました。私もそれに出席して、聞いておりましたが、なかなかうまくいかない、いろいろな意見が全体にあるようで、これではいけないと思うのです。問題点をとにかくちゃんと整理して、大阪府としても、皆の意見も聞いて、その上でとにかくまず1番に「どうしてさわらを取り上げたのか」という、それもあなたたちのために、一環して水産庁が調整して練った上でやるということであって、何もこれは意図的ではない。資源が枯渇し、資源がどうしたら回復するかということであるから、少しは皆もがまんしてくれと。そうでなかったらこれは成功はできないから、できるだけそういうことを頭に置きながらやれと。それで土曜日もまた引き続き話し合いを行いました。それで大阪府の水産課やいろいろな関係者が皆出てきて、最終的には、資源回復計画案については基本的に賛同するという意見をいただきました。

ただし、禁漁期間については、今いろいろ説明がありましたように、水温とかいろんな関係があるので、それを毎年見直しをしていただくという附帯的な事項ができました。何にしてもこれは1人や2人ではできるものと違いみんなが努力してやらないと。そのためにこの委員会というものがあるし、海区調整委員会もあるわけである。みんな自分たちのために、やってくれるのであればということで同意するということになりました。事務局から説明を聞いたとき、これはどうなるものかと思ったのですが、だからすぐ関係者を招集して話し合いをしました。そういう現状でございます。

(小林資源管理計画官)

今田中委員の方からは水温等の関係でいるいると漁様が変ると、毎年規制を見直すようにできないかということでございました。これにつきまして、資源回復計画を進める上では、資源状況それから操業状況等を把握していこうというふうに考えております。それでこれらの状況を踏まえまして、必要に応じて資源回復計画につきましては、見直しをするということができるというシステムになっております。またこれに連動しまして、委員会

指示の方も1年という期間に区切っておりますので、そちらの方も見直しをかけることができるというような形にしております。

(藤本会長)

前田委員。

(前田委員)

同じようなことを申しますけれども、愛媛県としましては、さわらの流し網漁というのは、小型底引き網漁と並んで本県の主幹漁業でありますけれども特に本県の瀬戸内海の漁業者の総合的な漁業調整を円滑に進めるためには、このさわら流し網漁業が当然重要な役割を占めています。またここで漁獲量の削減措置、その方がさわら漁業者にとって直接かかわることで、非常に重大なことです。そういうことで本県といたしましても、この問題は先ほどから申し上げますように、慎重にもかつ慎重な対応が求められております。そういうことで、去る2月22日、先週の金曜日ですけど、本県の漁業調整委員会を開催していただきまして、この問題に愛媛海区としてどのように対応するか協議をいたしました。私が先ほどからいろいろ申し上げておりますのは、遅れましたけども、私どもの愛媛海区漁調委の協議結果に基づいた意見を述べさせていただいております。それで特に削減措置の部分は更に漁業者の意見を踏まえて、もう少し時間をかけて慎重に漁業者の納得いくようなものにして欲しい、見直して欲しいと、改めて要請をいたします。

(藤本会長)

高橋委員。

(高橋委員)

今、慎重にという前田委員のお話でありましたけれども、香川県の場合で申し上げますと、先ほどからの説明の中で、資源状況をご説明いただいたなかで、かねてから漁業者は平成に入りましてから資源がどんどん減ってきたことに危機感を持っておったわけです。彼らが行動にうつしたのは、国へ種苗放流をお願いしに行った平成9年頃からだったと思うのですが、片一方で放流をお願いすると同時に、以来、期間はまちまちですけども、秋漁を休漁をしております。昨年、一昨年は香川県の委員会指示で秋漁の中止ということでの指示を出したわけでございます。漁業者の中も決して一枚岩ではない。様々な論争があった上で、されどやはり資源は大事にしていかないかん、だからただ単に休漁じゃなくて、自分たちが採卵してそれを放流するとか、あるいは中間育成の稚魚を放流するとか、いろいろな取り組みをしてるわけです。そのなかでいくらそれをやっても片っ端から捕ったのでは、これは効果がないじゃないかということで休漁に取り組んできた。かつて、この広域委員会の前進の瀬戸内海連合海区の委員会の中でも、私の先輩の委員がこちらへきて、政府としても何か考えて欲しいというようなお願いをしたということも聞いております。

それで手続きの問題については、これはやはり役所なり公的な機関がすることですから、なおざりにすることはできない。これはきちっと手続きを踏んでやっていただきたいと思いますけれども、せっかく香川県の漁業者はこれだけ資源を大事にしようとして燃えていることですので、これはぜひ広げていきたい。この話が挫折しますと、これから折角国が法令改正までして、資源の増殖に取り組もうということで取り組んでおられることが頓挫してしまうと思うのです。この大事な動きというのはぜひ成長させていく、こんな気持ちでいっぱいでございます。慎重にご検討いただく、これは大事なことです。軽々にやることではない。しかし慎重にも時間がかかる。いつまでも慎重と言っていたのではだめ。その辺はぜひお考えいただきたい。

例え話で申しわけないのですけども、車が何であれだけのスピードで走れるのかといえば、これはブレーキがあるからなんだという話を、ある本で読んだことがあります。これだけ漁船が優秀になり、漁具が優秀になり、まして漁業設備が優秀になっている。このなかでこれを手をこまねいていたんでは、これはもうさわらの資源はなくなるのは当たり前です。そういう意味で休漁問題を補完するものとして、やはり車で例えますと、車が早く走ることは必要であるため高速道路をつくります。ですから瀬戸内海の生産力を目いっぱい利用する方法としては、片一方では休漁の規制もいるでしょうけど、片一方で資源を速やかに回復するために種苗生産をどんどんやっていただきたい。これが車に例えれば、高速道路だと思うのです。この2点を特にお願いします。以上です。

(藤本会長)

西川委員さん。

(西川委員)

先ほどの三本菅委員さんのご発言にお答えしなければなりませんが、先ほど水産庁の説明の中にもありましたように1986年6,200トン、それが現在500トン少々になってるわけですが、岡山県の場合も1986年に535トンの漁獲量であったものが、現在5トンから6トンぐらいの状況に激減をしてきてるわけですね。こういう状況を踏まえて漁業者の側から何とか早急に手を打ってくれ、それがためには我々は全面的に協力すると、こういう背景があったわけですね。そんなところから、網目の制限だとか、網の長さの制限であるとか、時期の制限、あるいは受精卵を漁業者自身でやって海に放流する。こういうことが容易にできたわけです。また、岡山県というのはなぜか、サワラに大変関心がありまして、魚価にしても日本一高いです。サワラの食文化にしても岡山独特の食文化があるわけですね。サワラが捕れなくなると浜への関心も薄れて、その結果、浜の活性化がされない、こういう背景も他面ではあるわけです。そんなことから先ほど荒井委員さん、それから三本菅委員さんのご発言がありましたが、まったく岡山県の場合はそのように思っておるわけであります。サワラの場合は問題がすぐ目の前にきてるわけでありますし、先ほどからおっしゃっておられますように、そのことが漁業者を追い込むということはそ

れは当然な話でありますので、早急に水産庁としても対応してもらいたい。そういうなかで、資源回復計画なりを行っていくということは、すなわち漁業者の将来を思ってやってるんだということにつながりますので、資源回復に向けて一踏ん張りも二踏ん張りもして、早急に結論を出していくようにしてもらいたい。以上です。

(前田委員)

今、高橋委員さんから香川県の取り組み、あるいは岡山県での取り組みを伺って、非常に我々としても参考に、見習わなければいけないといつもかように思っておりますけれども、各県ごとにさわら漁業者だけの問題ではなく、他の漁業も絡みまして非常に複雑な問題がございます。ですから香川県さんや岡山県さんのような取り組みをしたいとは思ってるわけで、努力はしないと言ってるわけではないが、急いでやるとできるものもできなくなる。急がば回れということがありますが、例えが適切かどうかわかりませんけれども、本件としては余りことを早く運ぶとできるものもできなくなるのではないかという状況にあることも理解をしていただきたい。少なくとも全体的に資源回復に取り組んでいかなければいけないという思いはあるわけです。このような状況でございますので、やはり慎重に審議をお願いしたい。

(藤本会長)

鍋島委員さん。

(鍋島委員)

徳島は28隻ということで非常にまとまりやすいんです。年末に皆さん一堂に会しまして、話し合いをもちましたところ、まずは「もっとさわらが増えるのか。」ということが言われました。目を粗くしていけるかなという意見も出ました。ところが目を大きくしますと、大きいのが捕れる、すなわち親魚を捕ってしまうのではないかということから、3年ぐらい漁をひけませんかという意見が相当多かったです。また、こういう意見を委員会で発表してもよろしいですかと言ったら、ぜひ発表してくださいと言われました。それぐらい危機感というものを持っておりますので、ぜひともこの運動は進めていって欲しいというのが、徳島県の漁業者20数名の意見だと思います。

それと、うちの会長の方からお願いがあった、遊漁者の実態なんですが、実態調査。今私が海へ出た場合恐らくさわらが釣れます。多分皆さん方の県では余り今は捕ってないと思いますが、仮に釣りに行けば釣れます。さわらは、それだけ簡単に釣れる魚種ですが、遊漁者の中でもサワラを中心に捕ってる人はございません。その辺は私と県は、前向きにぜひ進めて欲しいと、そういう意見でございますので、いろんな意見もあると思いますが、ぜひとも進めていただくようにお願いをいたします。

(藤本会長)

ほかにございませんか。 坂井委員さん。

(坂井委員)

余り何もかも知ってるわけではございませんので、いいかげんな意見は申しませんが、瀬戸内海は栽培漁業などの漁業関係で世界全体での先進地域といいますか、そういう場所でもありますし、今までもいろいる資源管理のようなことがなされて、更に漁港なり漁村なりというところのなかでは、随分対立などがあって、そういうものを乗り越えて現状があるのではないかと思います。今度は瀬戸内海全域でサワラを蘇生しようということですが、21世紀になりまして、新しい瀬戸内海の漁業から全世界に向かっていろんな情報を発信するというような時代になるわけですから、前田委員さんにはぜひ、大所高所からこのさわら資源管理というものが前進するようなことを県内に向かって発言していただきたいと、考えてます。感想ですが申し上げたいと思います。

それで、いくつか反対がある中でやっても、あくまで目標ですから、それを見直しながら、国全体としての資源管理を進めていくわけでございますので、現時点で調整がつかない漁業者の皆様方に、一歩でも二歩でも前進するようなことを考えていただいて、それを資源回復計画の中にのせてもらいたいと思います。

それからもっと具体的なことで、頂いた資料の9ページに関することですがぜひとも資源培養措置の中に一般の人々に対するPRといいますか、こういう資源管理をやってるんだということを具体的にPRしていただくことによって、これは例えば遊漁者に対するPRにもなりますし、それから一般の人たちにとっては、漁業者が一方的に捕ってるのではなくて非常に大事にしてるということも、お知らせするような項目をぜひ入れていただきたいと思います。

(藤本会長)

どうぞ。

(前田委員)

私個人の問題でしたらいいんですけれども、こういう公の場で特定の名前を出されて努力せよということですので、一応釈明させていただきます。県も漁連も漁業者もこれを前向きに一生懸命取り組んでいるわけです。何か特定の人間が努力しないからできないと勘ぐりたくなるわけです。そういうものではございませんので、この場を借りて釈明をいたします。

(坂井委員)

そういうことで言ったのではありませんのですみません。

(藤本会長)

ほかに、どなたかございませんか。小川委員さん。

(小川委員)

この会の冒頭で、資源回復計画についてということで、愛媛の前田委員さんの方からこ の問題の扱い方についてということで、附議と協議の違いということから端を発して、い ろいろと話が出たわけでございます。この辺はやはり私は、調整事務所の考え方の大きな ミスであるという考えがいたします。これは附議と協議というのは真っ向から違いますわ ね。その辺の説明がちゃんとした形でできていなかった。以上のことから誤解を招いたと いう気がいたします。だけど、その背景には前田委員さんがお話をされているように、愛 媛の場合は非常に難しい問題を内包している、基づく用意が十分にできていなかったとい うことは、私は今日の初めから今までのプロセスの中で、十分伺い知ることができます。 さわらの資源を回復させたいという願いは、瀬戸内海一円の漁業者としては、もう当然の ことであるわけですね。資源回復計画の必要性というのは、行政といわず漁業者といわず、 だれもが認めてきているというのは事実でございますので、まあ、個々の海域についての 協議が十分でなかったというのではないかと思います。この点については、調整事務所の 方からも十分に足を運んでいただいて、その県の海区委員なりと胸襟を開いていろいろの 問題を十分詰めていただきたいと。だからその辺を十分理解をしていただくためにも、こ の委員会を今日、協議をして何らかの結論に達するということでなく、次回にもう1回必 要な時期に委員会を再度開いて、それなりのまとめをしていただきたい。私はこのように 考えております。今日各府県からの委員さんのお話をお伺いをしても、ここで協議事項に ついては決定をするというような雰囲気ではないと思います。荒井先生、三本菅委員さん、 それぞれの学識経験者としてのご提言もご意見もいただいておりますね。これは何が何で もまとめるんだという前に、漁業者の今の窮状、操業の実態、生活の実態も十分把握して、 漁業者そのものが担保するという姿勢も十分に認めようという、柔軟な行政側の考え方も、 私は必要ではないかと考えます。サワラの国民世論に竿をさして事を進めるというのは本 意ではございませんので、国民世論に認めてもらう場合に、やはり瀬戸内海の漁業者の実 態について、広域漁業調整委員会で十分理解を深めて検討をしていただく必要があるので はないかなという気がいたします。一部のなかなか難しい問題が内包する海域のためにこ の計画が成功しないというのは大変遺憾なことでありますので、その辺は調整事務所とし ても十分調整をしていただいて、再度適当な時期に皆さん方の合意を得た上で、これを成 案になるように努力をしていただきたいと、私は考えております。

(藤本会長)

ほかに、どなたか。所長。

(須田所長)

ただいまも小川委員の方から、今日の議論を取りまとめていただくようなご発言をいただきましてありがとうございました。確かに私ども事務局としましては、若干手続きあるいは調整のやり方に不十分な点があったかと十分反省しております。今日せっかくの機会にご議論いただきまして、私どもとしましても、お示ししたような回復計画の方向や、資源を回復しなければいけないということ、あるいは5年後にはそこそこの回復水準がなければいけないだろうと、このような点につきましては、ご理解いただけたのではないかと思っております。ただ具体的にどのような海域で、どのような実情を反映して、何ができるのかということについては、可能な限りご指摘のとおりもっと現場に入らせていただきまして、事務局としての原案を早急につくれるように尽力していきたいと思っております。調整に関して無限大に時間をかけるわけにはいかないと思いますので、早急に委員の方々とご相談させていただき、日程調整しながら次の段取りを考えていきたいと思います。

(藤本会長)

他にございませんか。

他に意見がないようですが、いろいろご意見をいただきました。本当に複雑な漁業実態を抱えた瀬戸内海では広域的な資源管理を行っていくためには様々な困難があるということは、本日ご出席いただいた委員の皆様方が一番ご存じのことであります。お互いに理解し、協力しあうということは最も大切なことでございまして、今後さらに詰めるところを詰めて、また小川委員さんからもお話がありましたように、余り長びくというわけにもまいりませんので、早急に計画案を了承できるよう、会長としても努力をいたしたいと思いますし、また事務局、委員の皆さん方にも、ぜひこの資源回復計画案成立に向けてご努力をいただきたいということをお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。それではそのように、ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、その他の議案に移りたいと思いますが。

その他の議案、何かございませんか。

事務局ございませんか.

委員の皆さん、ございませんか。

それでは、ほかにご意見等もないようでございますので、本日の委員会はこれにて閉会 をいたしたいと思います。

委員の皆さん、それからご出席の皆さんにおかれましては、長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

なお、田中委員さんと、三本菅委員さんにおきましては、後ほど議事録をお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。

これをもちまして第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。 どうもありがとうございました。